

第2章 特許料等の改定

1. 改正の必要性

(1) 料金制度の概要

特許特別会計は、収支相償の原則の下、出願人からの特許料等の収入により、審査等の実務に要する経費を支弁する仕組みとなっており、中長期的に収支が均衡する仕組みにより運営されている。

今般の改正により料金改正を措置する特許、商標及び国際出願に係る料金制度の概要は以下の通りである。なお、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備に伴う手数料の設定に関しては、第3章を参照されたい。

① 特許・商標関連料金

(i) 出願料

出願料は、出願に係る事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料であり、特許法の目的である発明奨励等の観点から、実費を下回り、容易に出願できる程度の水準に政策的に設定されている。

(ii) 審査請求料

審査請求料は、審査の費用に対する対価として徴収される手数料である。審査請求制度は、特許出願のうち特許性や事業性に乏しいものについて、出願人が審査請求の要否を精査することにより、特許審査制度全体を円滑化・適正化するという趣旨で創設されたものであるが、出願人の負担も考慮しつつ、実費を下回り、出願人に適正な審査請求行動を促す程度の水準に政策的に設定されている。

(iii) 特許料、設定登録料及び更新登録料

特許料並びに商標の設定登録料及び更新登録料は、特許権又は商標権という特別の権利の設定に対して納付すべき料金であり、具体的に個別の経費に対応して決定されるものではなく、特許特別会計の収支相償の原則から、出願料等の他の料金収入と合わせて、全体として特許行政に係る総経費を支弁するように設定されている。

② 特許協力条約に基づく国際出願関係料金

特許協力条約(Patent Cooperation Treaty、以下「PCT」という。)に基づき国際出願を行う出願人は、出願時に国際出願手数料・送付手数料・調査手数料を支払う。また、出願人が国際予備審査を請求する場合には予備審査手数料・取扱手数料を支払う。

これらの手数料のうち、調査手数料、予備審査手数料は、特許庁が行う調査等の費用に対する対価として徴収される手数料であり、国際出願促進等の観点から、実費を下回る水準に政策的に設定されている。

(2) 改正の必要性

① 料金見直しの背景

前回特許料等の改定を措置した平成20年改正法の附則において、「施行後5年を経過した場合において、(中略) 施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、また、2014年7月に決定された「知的財産推進計画2014」(知的財産戦略本部決定)においても、「更にイノベーションの促進に資する効果的な料金制度とすべく、見直しを検討し、必要な措置を講ずる」こととされている。

② 特許特別会計の中長期見直し

現行の料金体系において、特許特別会計の中長期的な収支見直しを試算したところ、特許部門及び商標部門において、今後中長期的に収入が支出

を上回り、特許特別会計全体として歳入の増加が見込まれることとなった。

③ 国際出願を巡る状況

PCTに基づく国際出願(以下「PCT出願」という。)については、全世界において出願件数が増加傾向にあり、今後、我が国特許庁において、外国語によるPCT出願に対応すべき事務処理件数が拡大することが見込まれるところである。

現行のPCT出願に係る調査手数料、予備審査手数料等については、国際出願推進等の政策的観点から、実費に比べ低水準の料金設定としており、出願において用いる言語にかかわらず画一的な料金体系としているが、前記のとおり、特許庁において外国語によるPCT出願に対応すべき事務処理件数が拡大していくことを踏まえれば、出願人間の公平性確保、今後の出願動向、海外の料金水準、実費等も勘案しつつ、日本語及び外国語の別に料金設定を行う体系に改める必要がある。

2. 改正の概要

特許特別会計の中長期的な収支見通しに関し、特許部門及び商標部門において今後中長期的に収入が支出を上回り、特許特別会計全体として歳入の増加が見込まれることなどを踏まえ、特許及び商標に関する料金の引下げを行うとともに、特許協力条約に基づく国際出願の件数拡大等を踏まえ、調査手数料、予備審査手数料等について、日本語と外国語の別にそれぞれ料金設定を行う体系に改めることとした。

(1) 特許関係料金の引下げ

特許部門において、今後中長期的に収入が支出を上回ることが見込まれること、海外企業とのグローバル競争が激化していく中で、特許権の活用を促すため、特許権の取得及び維持に係る企業等の負担軽減を図ることが、

我が国の企業競争力を強化する上で重要であることなどを踏まえ、特許料について10%程度の引下げを行う。

(2) 商標関係料金の引下げ

商標部門において、今後中長期的に収入が支出を上回ることが見込まれること、商標権は、サービス業に属する企業や地域で活動する中小企業・地域ブランドの確立を図る団体等にも幅広く活用される知的財産であり、商標権の取得及び維持に係る負担軽減を図ることが、我が国経済の活性化を推進する上で重要であることなどを踏まえ、商標の設定登録料について25%程度、更新登録料について20%程度の引下げを行う。

(3) PCT国際出願関係料金の見直し

今後、外国語によるPCT出願に対応すべき事務処理件数が拡大することが見込まれることなどを踏まえ、国際出願法に基づく調査手数料、予備審査手数料等に関し、日本語と外国語別の料金設定ができる料金体系に改める。

3. 改正条文の解説

◆特許法第107条(特許料)

第七十七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年 <u>二千二百円</u> に一請求項につき二百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年 <u>六千四百円</u> に一請求項につき五百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年 <u>一万九千三百円</u> に一請求項につき <u>千五百円</u> を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年 <u>五万五千四百円</u> に一請求項につき <u>四千三百円</u> を加えた額
2～5 (略)	

本条は、特許料について規定したものである。

特許料については、他の主要国に比べ必ずしも高い水準ではないものの、一定程度引き下げることで、企業等による特許権の取得及び維持に係る負担が軽減され、特許権の活用促進が図られる効果が期待される。このため、全期間の特許料について一律に10%程度引き下げることにした。

◆商標法第40条

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、二万八千二百円に区分(指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、三万八千八百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3～6 (略)

本条は、商標権の登録料について規定したものである。

商標権の登録料については、他の主要国より比較的高い水準に設定されており、また、商標権は特許権に比べ中小企業等の利用率が高く、制度利用者の実質的な費用負担額を軽減することで、より幅広く商標権の活用促進を図られる効果が期待される。このため、設定登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引き下げることとした。

◆商標法第41条の2

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、一万六千四百円に区分の数に乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、一万六千四百円に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。

2～6 (略)

7 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、二万二千六百円に区分の数に乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万二千六百円に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。

8 (略)

本条は、登録料の分割納付について規定したものである。

分割納付による設定登録料及び更新登録料については、商標権の設定登

録料及び更新登録料と同様に料金の引き下げを行うこととした。

◆商標法第65条の7

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、二万八千二百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万三千四百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 (略)

本条は、防護標章登録に基づく権利の登録料について規定したものである。

防護標章登録に基づく権利の登録料については、商標権の設定登録料及び更新登録料と同様に料金の引き下げを行うこととした。

◆商標法第68条の30

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料(以下「個別手数料」という。)として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

一 (略)

二 二万八千二百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額

2～4 (略)

5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、三万八千八百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

6 (略)

本条は、国際登録に基づく商標権の個別手数料について規定したものである。

本条第1項第2号に規定される個別手数料は第40条第1項の設定登録料に、本条第5項に規定される個別手数料は第40条第2項の更新登録料に、それぞれ相当するものであることから、商標権の登録料と同様の考え方により料金の引き下げを行うこととした。

◆特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第18条

(手数料)

第十八条 (略)

2 次の第二欄に掲げる者は、それぞれ同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額に同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額の手数を納付しなければならない。

一	<u>特許庁が国際調査をする国際出願をする者</u>		<u>条約第三条(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局</u>
	<u>イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合</u>	<u>一件につき</u> <u>十四万三千円</u>	<u>(条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に係るものの金額として政令で定める金額</u>
	<u>ロ 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合</u>	<u>一件につき</u> <u>二十二万千円</u>	

(略)	(略)	(略)	(略)
三	国際予備審査の請求をする者		条約第三十一条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
	イ 一の項第二欄イに掲げる場合	一件につき 四万八千円	
	ロ 一の項第二欄ロに掲げる場合	一件につき 七万七千円	

本条は、特許庁が国際調査等をする国際出願をする者等が納付しなければならない手数料を定めたものである。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「国際出願法」という。)では、日本語と外国語の別に、各手続の実費を勘案して算定した額を上限額として定めることとした。また、同法施行令において具体的な金額を定めることとした。

◆特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第8条

(国際調査報告)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 特許庁長官は、国際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合
十萬五千元

二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める

外国語で作成されている場合 十六万八千円

5 (略)

本条は、国際調査報告について規定したものである。

第4項は、国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合についての取扱い(単一性の要件を満たしていない発明について追加手数料の納付命令)を定めている。国際出願法第18条の手数料規定の改正と同様に、同法では、日本語と外国語別に手数料の上限額を規定することとした。また、同法施行令において具体的な金額を定めることとした。

◆特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第12条

(国際予備審査報告)

第十二条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 二万八千円

二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合 四万五千元

4 (略)

本条は、国際予備審査報告について規定したものである。

第3項は、国際予備審査請求に係る国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合についての取扱いを定めている。この規定は国際調査報告に関する国際出願法第8条第4項と同趣旨であり、同法第18条の手数料規定の改定と同様に、同法では、日本語と外国語別に手数料の上限額を規定することとした。また、同法施行令において具体的な金額を定めることとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する(附則第1条)。

(2) 経過措置

◆附則第2条第7項(特許法の一部改正に伴う経過措置)

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2～6 (略)

7 施行日前に既に納付した特許料又は施行日前に納付すべきであった特許料(施行日前に旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、なお従前の例による。

8 (略)

施行前に納付した特許料については、施行後にこれを返納することはせず、また、施行前に納付すべきであった特許料であって施行後にその特許料を追納するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の特許

料を基準に納付させることとした。

◆附則第3条第5項(商標法の一部改正に伴う経過措置)

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

2～4 (略)

5 施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は施行日前に納付すべきであった登録料(旧商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により登録料を分割して納付する場合の当該登録料を含む。)若しくは個別手数料については、なお従前の例による。

6～10(略)

施行前に納付された登録料等については、施行後にこれを返納することとはせず、また、施行前に納付すべきであった登録料であって施行後にその登録料等を追納するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の登録料等を基準に納付させることとした。

なお、商標権の料金納付方法については、設定登録料及び更新登録料を最初に10年間商標権を維持するために納付する方法が原則であるが、5年ごとに前期と後期に分けて納める方法(分割納付制度)も存在する。平成20年法改正時と同様に、施行前に一括納付をした者と分割納付制度を活用した者との間に公平性を逸することがないように、施行日をまたいだ後期分の料金については旧料金を適用することとした。

◆附則第4条第1項～第3項(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下この条において「新国際出願法」という。)第八条第四項及び第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定は、施行日以降にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料が施行日以降に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)に規定する手数料が施行日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、国際予備審査の請求につき、施行日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。

本条は、今般の改正により、国際出願法第8条第4項、同法第12条第3項、同法第18条第2項に規定された手数料の経過措置を講じたものである。

PCT規則には各手数料の適用基準日が規定されており、当該規定を踏まえた経過措置とした。

・送付手数料・調査手数料・調査の追加手数料(第1項)

PCT規則第14.1(C)及び第15.4には、送付手数料・調査手数料等について、

国際出願日が手数料額の基準日とされているため、施行日以後にされた国際出願の送付手数料・調査手数料等に新料金を適用することとした。

・予備審査手数料・予備審査の追加手数料(第2項、第3項)

PCT規則第58.1(b)には、予備審査手数料・予備審査の追加手数料について、納付する日が手数料額の基準日とされているため、施行日以後に納付された予備審査手数料・予備審査の追加手数料に新料金を適用することとした。

◆附則第6条第1項(検討)

(検討)

第六条 政府が、施行日以後五年を経過した場合において、新特許法第七條第一項並びに新商標法第四十條第一項及び第二項、第四十一條の二第一項及び第七項、第六十五條の七第一項及び第二項並びに第六十八條の三十第一項各号及び第五項の規定の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

特許関係料金、商標関係料金の体系については、今後も経済情勢や出願動向等を踏まえて実態に即した料金体系を構築していく必要がある。そこで、特許関係料金、商標関係料金の体系は、必要があれば柔軟に見直しを行う必要があることから、見直し条項を規定した。

◆附則第8条第1項(平成十五年旧特許法の一部改正)

(平成十五年旧特許法の一部改正)

第八条 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)
附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた

同法第一条の規定による改正前の特許法(次条において「平成十五年旧特許法」という。)の一部を次のように改正する。

第七條第一項の表下欄中「一万千四百円」を「一万三百円」に、「千円」を「九百円」に、「一万七千九百円」を「一万六千百円」に、「千四百円を」を「千三百円を」に、「三万五千八百円」を「三万二千二百円」に、「二千八百円」を「二千五百円」に、「七万千六百円」を「六万四千四百円」に、「五千六百円」を「五千円」に改める。

各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年 <u>一万三百円</u> に一請求項につき <u>九百円</u> を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年 <u>一万六千百円</u> に一請求項につき <u>千三百円</u> を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年 <u>三万二千二百円</u> に一請求項につき <u>二千五百円</u> を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年 <u>六万四千四百円</u> に一請求項につき <u>五千円</u> を加えた額

特許法第107条第1項において規定される特許料は、平成16年4月1日以降に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料に適用されるものである。平成16年3月31日以前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、特許法等の一部を改正する法律(平成15年法律第47号)附則第2条第2項において当該改正前の料金を適用されるものと規定されている。

これは、平成15年法改正時に審査請求料を引上げ、特許料を引き下げたために講じた経過措置である。平成15年改正は、引上げ後の審査請求料を納付した者が引下げ後の特許料を納付することを想定しているため、引上げ前の審査請求料を納付した者については、引下げ前の特許料を納付すべきとの考えから当該措置を講じている。

今般の特許法改正では、制度利用者の費用負担軽減及び知的財産権の活

用を促進すべく改正を行うため、特許権の登録を受ける者又は特許権者全てに一律に特許料の引下げによる効果を与えることを企図しており、平成15年改正法附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる特許料を含め、一律に引き下げることとした。

◆附則第9条第1項(平成十五年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

(平成十五年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日前に前条の規定による改正前の平成十五年九特許法第百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は施行日前に同項の規定により納付すべきであった特許料(施行日前に旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、なお従前の例による。

本条は、附則第8条の規定による、平成15年改正法の施行の日前(平成16年4月1日より前)に審査請求がされた特許権に係る特許料についての改正に伴う経過措置を定めたものである。

これは、特許料について同様の規定を定めた附則第2条第7項の規定と同様の趣旨であり、施行前に納付した特許料については、施行後にこれを返納することはせず、また、施行前に納付すべきであった特許料であって施行後にその特許料を追納するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の特許料を基準に納付させることとした。